

第4章 合理的配慮に関する諸課題

村田 淳

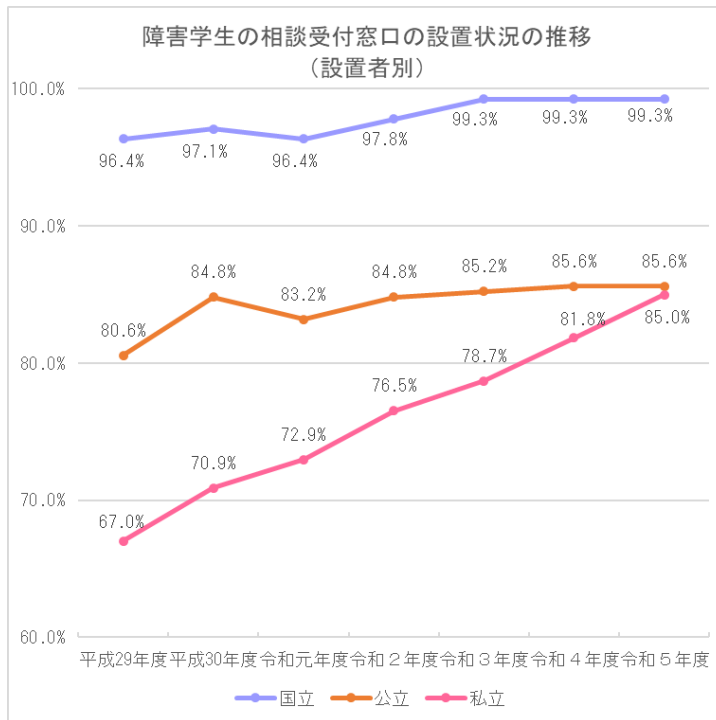
障害のある学生への修学支援を考える際、基礎的な環境整備を始めとした高等教育機関（以下「大学等」という。）としての前提を十分に確認し、組織としてのそのような基盤を充実させていくことが大切である。また、個別的な支援においても合理的配慮のみならず、総合的な視点を踏まえた相談、支援が行われることが大切であることは言うまでもない。大学等の本来の目的を果たす意味でも、また法整備の側面も踏まえても、合理的配慮の提供のみならず不当な差別的取扱いの禁止についても十分な理解とそれらが確保されるための組織的な改善が必須であろう。

一方で、そのような周遍的な事柄を踏まえても、やはり多くの大学等で課題となるのは合理的配慮の提供ということになるだろう。文部科学省が令和6年3月に公表した「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（以下「第三次まとめ」という。）においても合理的配慮に関する諸課題についていくつかの言及がなされている。本章では、第三次まとめの「2. 合理的配慮の提供における諸課題」で取り上げられているトピックスから、以下に六つの重要な項目を抜き出して、大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（以下「本調査」という。）のデータと関連付けながら述べることとする。

1. 合理的配慮の内容決定の長期化、配慮の固定化

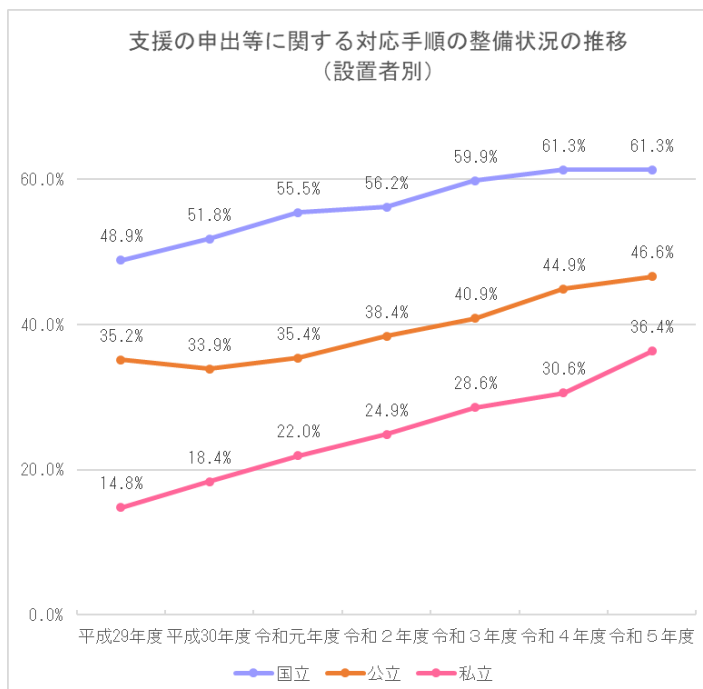
障害学生のニーズの増加、法整備等の後押しもあり、この間で障害学生向けの相談窓口を設置している大学等は増加傾向にある。以前から設置が進んでいた国立、公立の大学等に加えて、平成29年度から令和5年度にかけては、私立の大学等で相談窓口を設置している割合は67.0%から85.0%へと、18.0ポイントが増加している。平成29年度以降、国立は95%以上の大学等に、公立は8割以上の大学等に窓口が設置されている（図表1）。

図表 1



また、国立、公立、私立それぞれの大学等において、支援の申出等に関する対応手順の整備状況についても、図表 2 のように変化している。特に私立大学等における変化は顕著であり、平成 29 年度の 14.8% から令和 5 年度の 36.4% へと 21.6 ポイント増加している。

図表 2



このような変化により、障害学生に対する合理的配慮の提供については、一定のフローが構築されていることが読み取れる一方で、第三次まとめにおいては、以下のような言及があり、内容決定に関する運用、特に内容決定までの期間の長期化という課題が生じていることが読み取れる。

- 合理的配慮の内容決定においては、障害のある学生から意思表示を受けた後、
- 学内での協議や、そのための委員会の開催、決裁手続等に時間を要してしまい、その間、合理的配慮が提供されないまま時間が過ぎてしまう。
 - 根拠資料の必要性を重視する余り、診断書等の提出を厳格に求め、それらの資料がそろえるまでの間、合理的配慮を提供しない。
 - 障害のある学生の所属学部等と障害学生支援室の連携不足により、合理的配慮が提供されるまでに時間を要してしまう。

等により、合理的配慮の内容の決定に数か月かかる場合があるなど、障害のある学生が入学当初から合理的配慮を適切に受けられない事例や、休学中の学生が希望の時期からの復学ができない事例などが発生しているとの指摘がある。

(出典) 文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第三次まとめ)」
(令和6年3月)(以下の引用について同様)

さらに、合理的配慮に係る対応の固定化についても、同様に言及されている。

- 一部の大学等では、
- 障害のある学生のニーズを固定的なものとして捉えており、一度、合理的配慮の内容を決定したら、簡単には変更ができない。
 - 大学等が提供する合理的配慮の内容を固定していて、障害のある学生が個別の事情により、それ以外の合理的配慮を求めても、柔軟な対応を行わない。
 - 合理的配慮の内容を決定する委員会等が、授業の本質の変更を伴うような配慮内容を担当教員不在のまま決定したことにより、障害のある学生と授業担当教員との間でトラブルが発生する。
 - 入学時や大学等が指定した時期に合理的配慮の申請を行わなかったことを理由に、一律に合理的配慮の申請を受け付けない。
 - 合理的配慮の申請や回答を、障害のある学生の個別の状況を考慮せずに一律に文書で行うこととし、学生が相談を申し出ても建設的対話に応じない。

などの場合があることが指摘されている。

各大学等において障害学生の相談窓口が整備され、かつ学内での支援のフローが構築・運用されることは非常にポジティブな変化である一方で、このような運用が長期化・固定化してしまうことによる新たな課題が生じている。大学等における合理的配慮の内容決定に当たっては、その判断に一定の時間がかかってしまう場合もあると想像されるが、その時間が必要以上に生じてしまうこと、また、画一的な判断や運用によって柔軟な合理的配慮の内容決定や適用がなされないことには留意することが必要になるだろう。

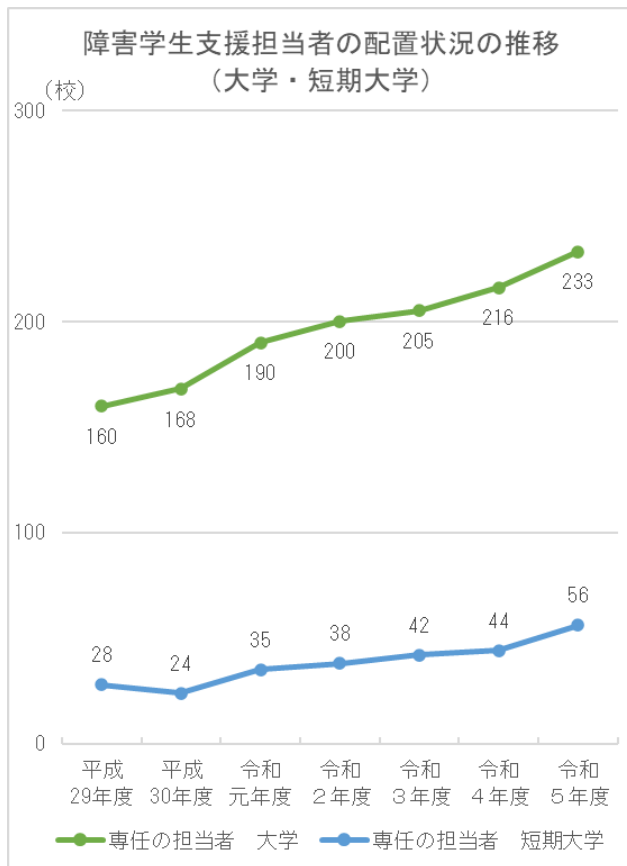
2. 合理的配慮の提供プロセスにおける本人の意向尊重（意思表示の課題）

前項でも述べた合理的配慮の内容決定のプロセスにおいて、本人の意向を尊重することが大切になるということは、広く理解されている事柄であるように思われる。しかしながら、第三次まとめにおいては、以下のような言及があり、障害学生が意思表明しやすい環境を構築していることの重要性が強調されている。

大学等は合理的配慮に関する情報発信や情報公開を積極的に行い、障害のある学生が支援部署にアクセスしやすい環境を整備するとともに、障害のある学生との建設的対話を早い段階から行うことにより、当面必要となる合理的配慮を決定の上、順次、その内容を更新していくことが重要である。

意思表示の働きかけに当たっては、多くの教職員の理解啓発や、学生全体に合理的配慮に関して繰り返し周知していくことなどが考えられるが、やはり相談先の明確化や専任の担当者の配置などにより、相談しやすい環境を具体的に作り出していくことが大切になるだろう。しかしながら、例えば大学や短期大学における障害学生支援の担当者の配置状況については、現時点でも専任の担当者より兼任の担当者が対応している大学等が多い。平成29年度から令和5年度にかけて、大学は160校から233校へ、短期大学は28校から56校へと、専任の担当者の配置が増加していることは読み取れるが、このような変化が継続していくことが期待される（図表3）。

図表 3



3. 大学院生の研究活動における合理的配慮

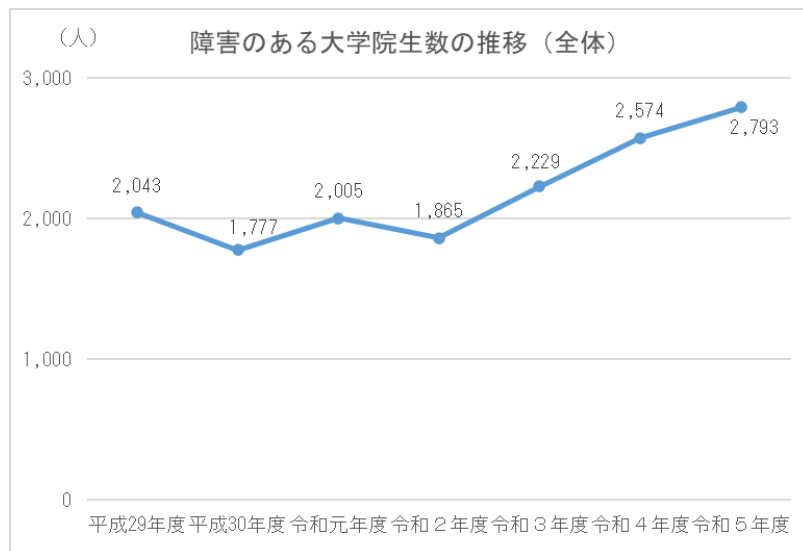
障害学生の合理的配慮については、学部等の課程では授業や試験における対応が中心となり、おおむね対象となる場面が明確であると言える。一方で、大学院課程においては、授業や試験といったシンプルな教育的場面のみならず、研究活動そのものにおける困難や、研究会や学会参加等においても障害学生の課題になることが生じる場合があり、第三次まとめにも以下のとおり言及がある。

大学院生に対する合理的配慮は、授業において提供されるものにとどまらず、研究指導においてもより重要となる。例えば、研究室における合理的配慮の提供や、研究の礎となる資料等のアクセスを保障するため、読書バリアフリー法に基づく視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の提供等は、障害のある大学院生が研究指導を受ける上で、特に重要である。

本調査においても、平成 29 年度から令和 5 年度にかけて、障害のある大学院生の数が 2,043 人（平成 29 年度）から 2,793 人（令和 5 年度）へと 750 人増加していること

が把握されており、今後、大学院生に対する合理的配慮についても十分に検討がなされ、その提供に係る実践的な方法等が構築されていくことが望まれる（図表 4）。

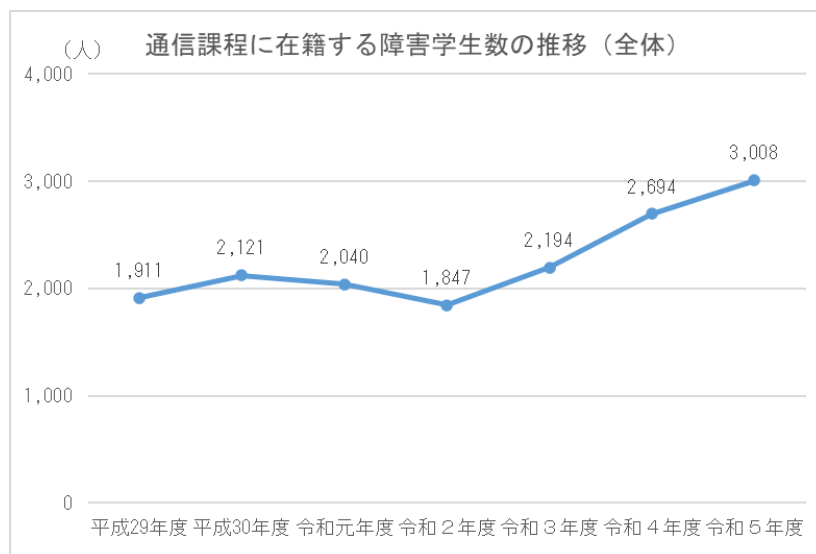
図表 4



4. 通信課程における合理的配慮

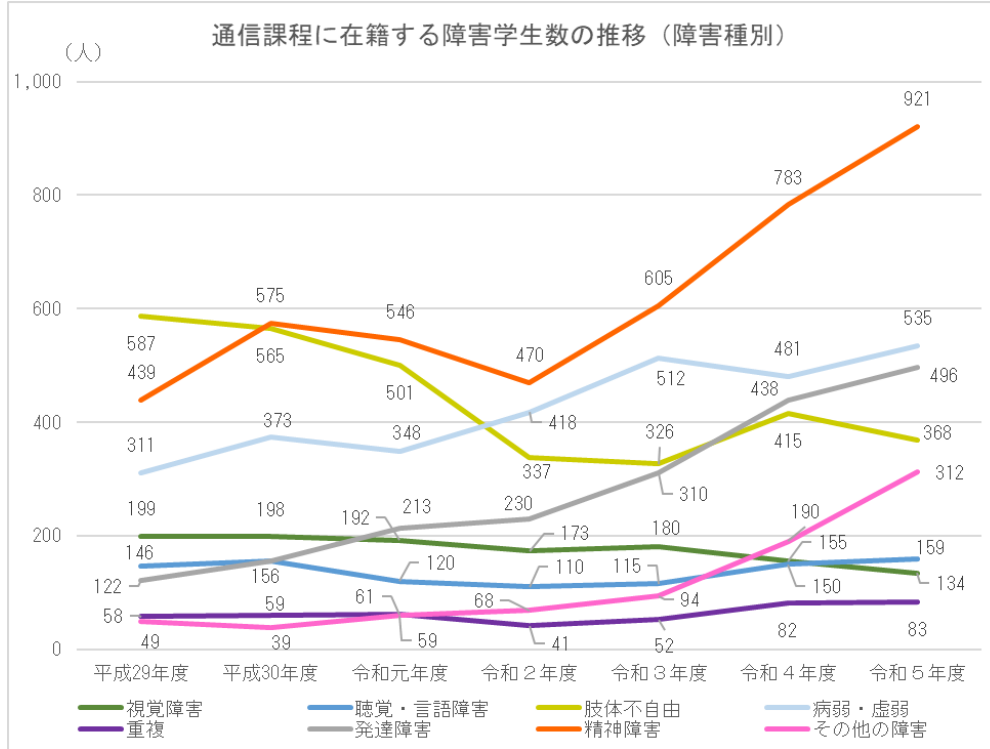
これまでの障害学生支援においては、主に通学課程に在籍する障害学生を前提としていることが多かったように思われるが、以前から通信課程においても障害学生は在籍し、必要に応じた支援等がなされてきた。平成 29 年度から令和 5 年度にかけても、通信課程に在籍する障害学生が 1,911 人（平成 29 年度）から 3,008 人（令和 5 年度）と増加傾向にある（図表 5）。

図表 5



また、通信課程における障害学生の種別については図表6のとおりとなっており、「精神障害」、「病弱・虚弱」、「発達障害」、「その他の障害」が増加している。

図表6



一方で、通信課程においては、第三次まとめにおいて以下のような言及があり、通学課程と併せて合理的配慮の提供等を進めていく必要性が指摘されている。

障害者差別解消法の改正に伴い、通信教育課程においても例外なく合理的配慮の提供が義務づけられることとなる。しかし（中略）学費が安価であること等を理由に合理的配慮の提供が困難であるとする場合があるなどの指摘もある。合理的配慮の提供は建設的対話を通じて判断されるものであることから、通信教育課程においても、障害学生支援の担当者（コーディネーター等）を配置することや、通学課程の障害学生支援担当部署と連携して対応に当たること、通学課程に有する人材や機器等のリソースを通信教育課程とも共有していくこと等、必要に応じて体制面での見直しを行うことが重要である。

また、通信教育課程の特性に鑑み、あらかじめ映像教材に字幕を付与したり、教材のテキストデータを配布したりするなど、合理的配慮と併せて環境の整備に取り組んでいくことも有効である。

また、本調査を補完するため複数の大学等に実施したヒアリング調査においては、通信課程のある大学の現状として、以下のような点が挙げられた。

- ・スクーリングで初めて困難さが顕在化することがあり、結果として対応が後手に回り、問題解決が難しくなる場合がある。
- ・通学課程に比べて対応が後手に回りがちなこと、把握（障害の有無、配慮の必要性等）が難しい。

通信課程で学ぶ障害学生も増加しており、第三次まとめでも合理的配慮等の必要性は指摘されているものの、通学課程に比べて学生の様子がわかりにくく、対応が後手になっている実態が見受けられる。通信課程においても、障害学生支援に関する周知等が大切になるだろう。

5. 合理的配慮とテクノロジーの活用

第三次まとめにおいては、以下のように障害学生の修学支援においてテクノロジーの活用に対する期待が述べられている。

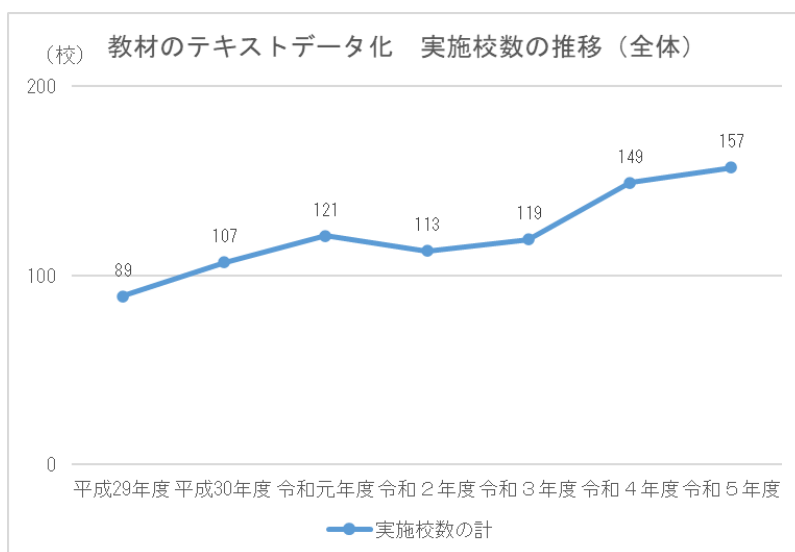
近年、障害者を支援する機器やアプリケーション等（以下、「機器等」という。）が、著しく発達している。テクノロジーを活用した支援は、大学等での授業、試験、学内のオンラインシステム及び図書や資料等のアクセシビリティの保障に留まらず、自宅や学外、オンライン学修等においても一貫して、学生本人の学修活動への参加におけるアクセシビリティの保障につながるため、大学等は学内にテクノロジーを活用した支援ができる体制を整えることが期待される。

本項では、このようなテクノロジーの活用状況について、四つのトピックスを抽出し、この間の活用状況の変化をみていくこととする。

(1) 教材のテキストデータ化

視覚障害や肢体不自由、また発達障害等により、印刷された文書を読むことが困難な学生、いわゆるプリント・ディスアビリティがある学生への対応として、教材等のテキストデータ化が必要になる場合がある。実際の対応状況についても、平成29年度には実施校数が89校であったが、令和5年度には157校へと増加している（図表7）。テキストデータ化については、以前に比べてOCRの精度の向上等によるデータ化の効率化や、読み上げ機能等の進歩により、活用の幅が広がっていることが考えられる。

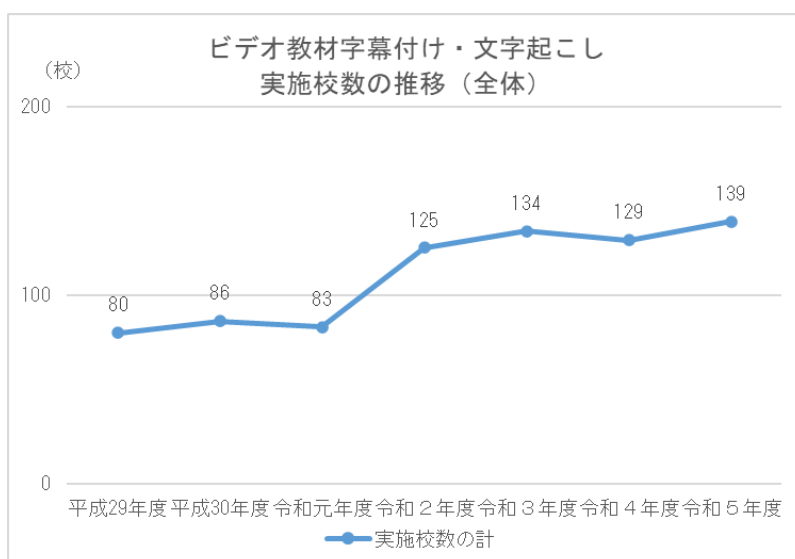
図表 7



(2) ビデオ教材字幕付け・文字起こし

大学等の授業においては、以前から映像教材が使用されることもあり、そのような場合、主に聴覚障害のある学生の学習機会の確保を想定した映像教材への字幕付与や文字起こしが必要になることがあった。また、近年ではコロナ禍やそれ以降の対応として、オンデマンド型の授業なども増加しており、同様の課題が生じていると考えられる。このような字幕付与や文字起こしについても、テクノロジーが活用できる選択肢が増えており、本調査の結果からも、図表 8 ように対応状況が変化していることが読み取れる。

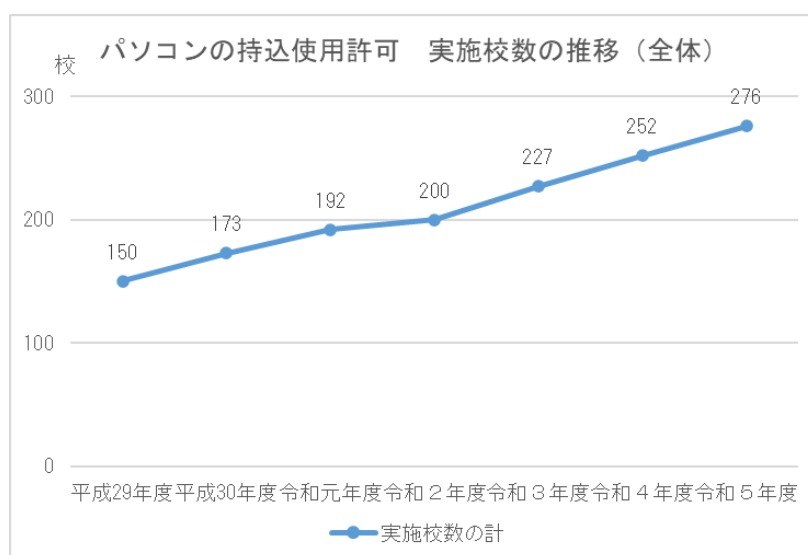
図表 8



(3) パソコンの持込使用許可

以前から、大学等の教育や学修においてパソコンの利用が広がっているが、障害学生の修学支援においても、パソコンの持込使用許可が選択肢となっており、本調査の結果からも図表9のように活用件数が増加していることが読み取れる。ただし、このような傾向については、パソコンのアクセシビリティ機能の向上等による後押しだけでなく、教育・学習場面においてパソコンの活用がより一般化しており、その状況に障害学生数の増加という要素が加わっているという要因が考えられる点に留意する必要がある。いずれにしても、障害学生の修学支援においてパソコンの活用が重要な選択肢になっていることは確かであろう。

図表9

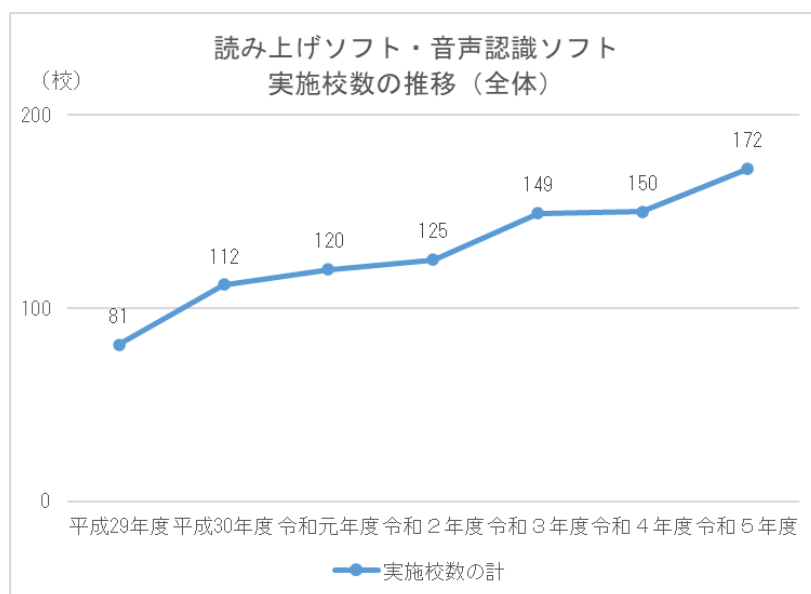


(4) 読み上げソフト・音声認識ソフト

近年の障害学生支援におけるテクノロジー活用において、音声認識技術は欠かせないトピックスとなるだろう。本調査では、「読み上げソフト・音声認識ソフト」と二つのトピックスにより調査項目が設けられているが、他の配慮内容の実施傾向を踏まえると特に音声認識技術の活用状況がこの項目の件数が変化していることの要因ではないかと考えられる。

本項目は、平成29年度の時点では81校であったが、令和5年度においては172校と、この間で2倍以上の増加となっている（図表10）。

図表 10



音声認識技術の活用場面としては、例えば、聴覚障害のある学生や発達障害のある学生など、音声情報へのアクセスに困難が生じるケースが考えられる。一方で、このようなテクノロジーの利用については、第三次まとめにおいて、以下のような言及があることにも留意する必要がある。

音声や文字認識機能を有するアプリケーション等、何らかの機器等を利用して障害学生の合理的配慮を実施する場合、場面や利用方法によっては、合理的配慮として十分な機能を果たしていないにもかかわらず、そのことが検証されないまま利用が続けられている例があるとの指摘もある。このような状態は、教育の質的低下にもつながりかねないため、テクノロジーを利用する場合には、障害のある学生に対して適宜モニタリングを行うなど、十分な質的評価を実施するとともに、人的支援と組み合わせて利用するなど、機器等のみに依存しない支援体制を構築していく必要がある。

このような指摘は、テクノロジーの活用にあたって全般的な課題であるとも言えるだろう。テクノロジーの発展は歓迎すべきことである一方で、テクノロジーのみの対応に依存してしまうことでより良い教育機会の保障という観点が損なわれてしまうという懸念もある。特に、障害学生個人がテクノロジーを活用して授業等に参加する場合は、授業担当教員としてもその状況を把握し、テクノロジーの活用のみに依存しない、又はテクノロジーがより良く活用できるような環境調整に資することも重要になるだろう。

6. 合理的配慮としてのオンライン学修

本調査の分析対象期間（平成 29 年度～令和 5 年度）のうち令和 2 年度以降においては、大学等は新型コロナウイルス感染症の流行の影響を大きく受けており、障害学生への修学支援についても同様である。このような経緯から、オンライン学修という選択肢が合理的配慮になるかどうか、という点が多く大学の課題となっていたらう。第三次まとめにおいても、本件については以下のように言及されている。

オンラインでの学修機会の提供（以下、「オンライン学修」という。）による授業への参加は、様々な障害のある学生にとって、通学等にかかる移動の負担等を軽減することで、授業に参加する上での障壁を解消する可能性がある変更・調整方法の一つである。

（中略）

一方で、個別のニーズに応じたオンライン学修の実施は、本来、対面で参加すべき授業における教育内容の本質を変更してしまう可能性や、本来対面で実施するように計画された授業を、オンライン又はブレンディッド型授業でも参加できるように授業の環境を個別に整えることが担当教員に過重な負担を生じさせることも想定される。すなわち、障害のある学生への合理的配慮として、画一的にオンライン参加を認めることは極めて困難である。そのため、障害のある学生の個別の状況と当該授業の個別の状況を総合的に考慮して、オンライン参加の可否を個別に判断しなければならない点に留意する必要がある。

（中略）

なお、例えば、学部等として一律に「オンラインへの代替希望には対応しない」と決定することや、シラバス等において「当該科目は、オンラインによる提供はかなる理由にかかわらず実施しない」といった記載をすることは、必要な調整を行うことなく一律に対応を断るものと解されるため、合理的配慮の提供義務違反に該当することとなる点に留意する必要がある。加えて、提供が容易であるなど、大学等の事情によって、本人の意向の尊重及び教育の質の担保の観点を踏まえずにオンライン学修の措置を行うことは適切ではない。

本調査においては、オンライン学修に特化した調査項目は設けていないものの、自由記述のなかにはオンライン学修に関する言及も少なくない。以下、令和 5 年度の本調査において、自由記述欄に回答されたオンライン学修に関する各大学の状況について、その一部を記載する（一部改変）。

【各大学等の状況】

- ・コロナ禍でオンライン授業が増えたことにより、障害学生支援としてオンライン授業又はその他レポート代替等の支援を求められることが多くなったと感じる。
- ・オンライン／オンデマンドでの受講が精神障害や発達障害のある学生にとって大変負担を減らすこととなり、前向きに転じている例も見受けられる。
- ・合理的配慮として、対面授業をオンライン授業にしてほしいという要望が多い。
- ・コロナ禍におけるオンライン授業から今年度対面授業に戻ってきたものの、不安障害などにより、家から出られない、電車に乗ることが困難、教室に入ることができないなどで授業に参加できていない学生が増加している。
- ・新型コロナウイルス感染症対策によりオンライン授業が導入されたが、現在は対面授業に戻ってきている。オンラインでの受講を引き続き希望をする等、以前にはなかった授業配慮の希望があった。

【各大学等の課題意識】

- ・対面授業に全く出席しないままで卒業させるわけにもいかないであろう。
- ・発達障害や精神障害があり、不登校傾向にある学生から合理的配慮申請があった際の対応が難しいと感じている（例えば登校できないので、可能な限りオンライン授業で対応してほしい等）。
- ・オンライン学修を展開していくに当たって、今後、より一層、多様な方法での支援が必要になってくると考えられ、対応に苦慮することが想像される。
- ・オンラインでのフォローを行うことのできる授業とできない授業があり困っている。
- ・障害や病気を理由に授業出席できない学生に対して、合理的配慮としてのオンライン／オンデマンド受講の適用範囲の判断基準が定まらず、現場で混乱が生じている。
- ・オンライン学修のルールやAT（支援機器）の有効活用など多様な学びの方法が常にアップデートされているが、本人へのアセスメントや使用中のモニタリングをするための専門性が必要である。現場のスタッフの専門性向上や理解啓発の機会が必要だと感じる。
- ・オンライン学修を合理的配慮として認めるべきか判断が難しい。

本調査回答におけるこのような記述からも、各大学等においてオンライン学修に関する判断や対応が課題になっていることが読み取ることができる。

7. まとめ

本章では、大学等における合理的配慮に関する諸課題について、第三次まとめで取り上げられたトピックスからいくつかの重要な項目を抜き出し、本調査のデータを用いて大学等の現状や経年的な変化について考察した。本調査のデータだけをみれば、法整備の影響もあり、組織的な取組は拡充されつつあることが確認できるが、第三次まとめでは表面的な情報にとどまらない課題について言及されている。このような点については、今後も本調査の読み取り方について留意していくことが必要であろう。

しかしながら、短い期間での経年変化にもかかわらず、専任の担当者の配置が増加傾向にあったり、テクノロジーの利用が広がっている実態を確認することができたりしたことは、本分野の状況としてポジティブな変化であると言える。さらには、合理的配慮としてのオンライン学修に関する実態も少なからず確認できるようになってきた。法整備等の社会的動向に加えて、障害学生の状況や各大学等の状況にも小さくない変化がみられ、それは今後も続いていくのではないだろうか。本調査においては、各大学等における合理的配慮等の修学支援について、その実態や変化、また本章で行ったような社会的動向と結びつける形で経年変化を確認することにより、引き続き、課題の抽出や本分野の展望を持つためのデータを公開していくことが期待される。